

(件名)

新型コロナウイルス感染症（ホンジュラス：陸路国境の再開：10月19日）

(ポイント)

- ・ホンジュラス政府は、10月19日（月）より陸路国境を再開する旨を発表しました。（※なお、現在、我が国外務省は、ホンジュラス全土に対して、感染症危険情報「レベル3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」）を发出しています。）
- ・最新の情報を正確に入手するように努めて下さい。

(内容)

## 1 陸路国境の再開

- (1) ホンジュラス政府は、10月19日（月）より、グアテマラ・エルサルバドル・ニカラグア間の陸路国境を再開すると発表しました。
- (2) 国境の再開により、ホンジュラス人及び外国人の、陸路によるホンジュラスへの入国とホンジュラスからの他国への出国が可能になります。

## 2 陸路国境に際しての必要条件

- (1) ホンジュラスへ入国する場合（他国への入国のためにホンジュラスを経由する場合を含む。）
  - (ア) 国境通過前72時間以内のPCR検査又は簡易検査の陰性証明の提出。  
（ホンジュラスを経由地とする場合は、最終目的地で求められている、新型コロナウイルスの感染に関する証明も併せて所持していること。）
  - (イ) マスクの常時着用
  - (ウ) 以下の必要事項・必要書類につき、移民局ホームページ (<http://prechequeo.inm.gob.hn>;)から事前の電子申請(prechequeo)を行っていること。
    - ・旅行事前申請(Pre Registro Migratorio)
    - ・国が定めた感染防止のための規定を遵守することについての誓約書等 (Ficha de Vigilancia Epidemiológica y Declaración Jurada que se Somete a Las Disposiciones Sanitarias del País)
    - ・通関申告書 (Declaración Jurada Aduanera Regional del Viajero)
    - ・（有効期限内の旅券など）旅行に必要な書類 (Documentos de viaje válidos y vigentes)

3 急な旅行など、やむを得ない場合であって陰性証明を提出することができない場合には、例外措置として旅行者に対し、国際保健局（Oficina sanitaria Internacional）による診察を行い、入国の可否を判断する。この場合、入国者に対しては保健当局の決定に応じた隔離措置が課されることとなる。

(2) ホンジュラスから出国する場合

(ア) マスクの常時着用

(イ) 以下の必要事項・必要書類につき、移民局ホームページ

(<http://prechequeo.inm.gob.hn>;)から事前の電子申請(prechequeo)を行っていること。

・旅行事前申請(Pre Registro Migratorio)

・旅行者の誓約書 (Formulario de la Declaración Jurada Regional del Viajero)

(ウ) (有効な旅券などの) 書類によって身分を証明すること

(エ) 最終目的地入国のための必要条件を満たしていること。

4 10月26日より、(バス等の) 国際交通機関を、ホンジュラス陸上交通協会 (IHTT) の監督による一定の条件の下、段階的に再開する。

5 陸路国境での出入国対応は午前6時から午後6時まで。

6 その他

新型コロナウイルスに関するホンジュラス政府の対応策は流動的です。日々更新される対応策について最新の情報を正確に入手するように努めて下さい。

